

令和5年度

東栄町予算書

目 次

一 般 会 計	1
国 民 健 康 保 險 特 別 会 計	11
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計	17
東 栄 診 療 所 特 別 会 計	21
御 殿 財 産 区 特 別 会 計	25
本 郷 財 産 区 特 別 会 計	29
下 川 財 産 区 特 別 会 計	33
園 財 産 区 特 別 会 計	37
三 輪 財 産 区 特 別 会 計	41
振 草 財 産 区 特 別 会 計	45

令和5年度

東 栄 町 一 般 会 計
予 算 書

議案第19号

令和5年度東栄町一般会計予算について

令和5年度東栄町一般会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町一般会計予算

令和5年度東栄町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,472,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 町税		302,880
	1 市町村民税	122,939
	2 固定資産税	150,999
	3 軽自動車税	12,440
	4 町たばこ税	16,502
2 地方譲与税		76,076
	1 地方揮発油譲与税	7,500
	2 自動車重量譲与税	19,000
	3 森林環境譲与税	49,576
3 利子割交付金		150
	1 利子割交付金	150
4 配当割交付金		1,500
	1 配当割交付金	1,500
5 株式等譲渡所得割交付金		1,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,000
6 法人事業税交付金		1,000
	1 法人事業税交付金	1,000
7 地方消費税交付金		64,000
	1 地方消費税交付金	64,000
8 環境性能割交付金		5,500
	1 環境性能割交付金	5,500
9 地方特例交付金		1
	1 地方特例交付金	1
10 地方交付税		1,737,001
	1 地方交付税	1,737,001
11 交通安全対策特別交付金		1

款	項	金 額
		千円
	1 交通安全対策特別交付金	1
12	分担金及び負担金	21,394
	1 負担金	21,394
13	使用料及び手数料	65,163
	1 使用料	62,023
	2 手数料	3,140
14	国庫支出金	160,950
	1 国庫負担金	70,503
	2 国庫補助金	88,976
	3 国庫委託金	1,471
15	県支出金	285,782
	1 県負担金	50,233
	2 県補助金	189,650
	3 県委託金	45,899
16	財産収入	12,646
	1 財産運用収入	12,645
	2 財産売却収入	1
17	寄付金	8,824
	1 寄付金	8,824
18	繰入金	382,745
	1 基金繰入金	382,745
19	繰越金	100,000
	1 繰越金	100,000
20	諸収入	75,487
	1 延滞金	20
	2 町預金利子	1

款	項	金 額
		千円
	3 貸付金元利収入	10,000
	4 雑入	65,466
21 町債		169,900
	1 町債	169,900
	歳 入 合 計	3,472,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	43,788
	1 議会費	43,788
2	総務費	574,569
	1 総務管理費	461,366
	2 徴税費	42,628
	3 戸籍住民基本台帳費	40,797
	4 選挙費	29,134
	5 統計調査費	181
	6 監査費	463
3	民生費	621,322
	1 社会福祉費	388,347
	2 児童福祉費	133,039
	3 介護保険事業費	99,936
4	衛生費	467,495
	1 保健衛生費	369,960
	2 環境衛生費	97,535
5	農林水産業費	433,329
	1 農業費	84,855
	2 林業費	345,872
	3 水産費	2,602
6	商工費	81,252
	1 商工費	81,252
7	土木費	345,442
	1 土木管理費	32,012
	2 道路橋梁費	131,136
	3 住宅費	51,541

款	項	金 額
		千円
	4 都市計画費	130,753
8	消防費	212,297
	1 消防費	212,297
9	教育費	214,589
	1 教育総務費	61,504
	2 小学校費	24,125
	3 中学校費	21,772
	4 保健体育費	37,855
	5 社会教育費	5,918
	6 総合社会教育文化施設費	41,885
	7 森林体験交流施設費	21,530
10	災害復旧費	16
	1 農地農業用施設災害復旧費	4
	2 林道施設災害復旧費	4
	3 土木災害復旧費	8
11	公債費	446,568
	1 公債費	446,568
12	諸支出金	21,146
	1 財政調整基金費	2,169
	2 減債基金費	57
	3 高齢者いきいき健康増進基金	18,000
	4 住宅開発基金費	860
	5 庁舎建設等基金費	60
13	予備費	10,187
	1 予備費	10,187
歳 出 合 計		3,472,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
5 農林水産 業費	2 林業費	森づくり基本計画 見直し策定事業	千円 16,720	令和4年度	千円 8,470
				令和5年度	8,250
		森林等地番図作成 事業	35,596	令和4年度	10,109
				令和5年度	25,487

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	9,000 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
おいでん家事業	12,000 千円			
医療機器整備事業	1,800 千円			
御園浄水場導水管更新工事	3,500 千円			
かんがい排水整備事業	2,000 千円			
農道山中線舗装修繕工事	1,300 千円			
林道反沢線改良工事	3,600 千円			
林道小田沢登線改良工事	7,200 千円			
林道稲目平釜沢線改良工事	4,500 千円			
林道小田沢登線舗装工事	7,400 千円			
林道よらき線舗装工事	2,400 千円			
林道名倉線改良工事	1,200 千円			
林道下モ山線改良工事	15,000 千円			
下ッ沢無名橋橋梁補修工事	2,600 千円			
林道峯山線開設工事	7,300 千円			
林道下ッ沢線舗装工事	1,400 千円			
林道高遠坂洞線改良工事	1,000 千円			
林道布川線改良工事	2,100 千円			
小尻平無名橋橋梁補修工事	2,600 千円			
町道東菌目赤羽根線舗装修繕工事	400 千円			
町道西菌目坪沢線舗装修繕工事	7,900 千円			
柿平橋橋梁補修工事	6,900 千円			
煮淵橋橋梁補修工事	11,400 千円			
大橋橋梁補修工事	3,400 千円			
町道下野小野線改良工事	4,700 千円			
町道隧道口三津瀬線道路改良工事	3,100 千円			
町道三ツ石線側溝整備工事	3,200 千円			
町道畑吉沢線舗装修繕工事	2,800 千円			
下水道長寿命化対策電気設備更新工事	14,500 千円			
奈根住宅長寿命化改修工事	20,000 千円			
小中学校長寿命化計画策定事業	3,700 千円			
計	169,900 千円			



令和5年度

東栄町国民健康保険
特別会計予算書

議案第20号

令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算について

令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算

令和5年度東栄町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ435,823千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険料	77,317
	1 国民健康保険料	77,317
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	県支出金	290,184
	1 県負担金・補助金	290,184
4	財産収入	855
	1 財産運用収入	855
5	繰入金	48,768
	1 他会計繰入金	48,767
	2 基金繰入金	1
6	繰越金	2,106
	1 繰越金	2,106
7	諸収入	3,653
	1 延滞金、加算及び過料	5
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	3,257
	4 雑入	390
8	町債	1
	1 財政安定化基金貸付金	1
9	分担金及び負担金	12,929
	1 負担金	12,929
	歳入合計	435,823

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		2,268
	1 総務管理費	2,061
	2 徴収費	169
	3 運営協議会費	38
2 保険給付費		275,066
	1 療養諸費	236,953
	2 高額療養費	36,782
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	421
	5 葬祭諸費	300
	6 新型コロナウイルス等対策費	600
3 国民健康保険事業費納付金		99,168
	1 医療給付費分	67,251
	2 後期高齢者支援金分	24,488
	3 介護納付金分	7,429
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		48,678
	1 保健事業費	349
	2 特定健康診査等事業費	2,252
	3 総合保健事業費	46,077
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 公債費		2
	1 公債費	2
8 諸支出金		8,639

款	項	金 額
		千円
	1 償還金及び還付加算金	112
	2 延滞金	1
	3 繰出金	8,526
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	435,823

令和5年度

東栄町後期高齢者医療
特別会計予算書

議案第21号

令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について

令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	45,645
	1 後期高齢者医療保険料	45,645
2	使用料及び手数料	2
	1 手数料	2
3	繰入金	81,307
	1 他会計繰入金	81,307
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	188
	1 延滞金及び過料	4
	2 償還金及び還付加算金	183
	3 雑入	1
	歳 入 合 計	127,143

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	6,013
	1 総務管理費	5,920
	2 徴収費	93
2	後期高齢者医療広域連合納付金	65,486
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	65,486
3	後期高齢者医療費	54,959
	1 後期高齢者医療費	54,959
4	諸支出金	185
	1 償還金及び還付加算金	183
	2 繰出金	2
5	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	127,143

令和5年度

東栄診療所
特別会計予算書

議案第22号

令和5年度東栄診療所特別会計予算について

令和5年度東栄診療所特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄診療所特別会計予算

令和5年度東栄診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ379,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	診療収入	195,987
	1 外来収入	164,783
	2 その他収入	31,204
2	使用料及び手数料	1,335
	1 使用料	98
	2 手数料	1,237
3	県支出金	1,980
	1 県補助金	1,980
4	繰入金	169,829
	1 繰入金	169,829
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	10,068
	1 雑入	10,068
	歳入合計	379,200

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 306,422
	1 総務管理費	301,835
	2 研究研修費	522
	3 在宅医療介護サポートセンター費	4,065
2 医業費		66,726
	1 医業費	66,726
3 公債費		1,052
	1 公債費	1,052
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		379,200

令和5年度

東栄町御殿財産区
特別会計予算書

議案第23号

令和5年度東栄町御殿財産区特別会計予算について

令和5年度東栄町御殿財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町御殿財産区特別会計予算

令和5年度東栄町御殿財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		90
	1 財産収入	90
2 分担金		99
	1 分担金	99
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		200

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 80
	1 管理会費	80
2 財産管理費		100
	1 財産管理費	100
3 予備費		20
	1 予備費	20
	歳 出 合 計	200

令和5年度

東栄町本郷財産区
特別会計予算書

議案第24号

令和5年度東栄町本郷財産区特別会計予算について

令和5年度東栄町本郷財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町本郷財産区特別会計予算

令和5年度東栄町本郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 5
	1 繰越金	5
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
	歳 入 合 計	6

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	管理会費	4
	1 管理会費	4
2	予備費	2
	1 予備費	2
	歳 出 合 計	6

令和5年度

東栄町下川財産区
特別会計予算書

議案第25号

令和5年度東栄町下川財産区特別会計予算について

令和5年度東栄町下川財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町下川財産区特別会計予算

令和5年度東栄町下川財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 7
	1 繰越金	7
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		8

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 3
	1 管理会費	3
2 予備費		5
	1 予備費	5
歳 出 合 計		8

令和5年度

東栄町園財産区
特別会計予算書

議案第26号

令和5年度東栄町園財産区特別会計予算について

令和5年度東栄町園財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町園財産区特別会計予算

令和5年度東栄町園財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 3
	1 繰越金	3
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		4

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 4
	1 管理会費	4
	歳 出 合 計	4

令和5年度

東栄町三輪財産区
特別会計予算書

議案第27号

令和5年度東栄町三輪財産区特別会計予算について

令和5年度東栄町三輪財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町三輪財産区特別会計予算

令和5年度東栄町三輪財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 2
	1 繰越金	2
2 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		3

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 3
	1 管理会費	3
	歳 出 合 計	3

令和5年度

東栄町振草財産区
特別会計予算書

議案第28号

令和5年度東栄町振草財産区特別会計予算について

令和5年度東栄町振草財産区特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町振草財産区特別会計予算

令和5年度東栄町振草財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 139
	1 財産収入	139
2 繰越金		20
	1 繰越金	20
3 雑収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		160

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	管理会費	40
	1 管理会費	40
2	財産管理費	112
	1 財産管理費	112
3	予備費	8
	1 予備費	8
	歳 出 合 計	160